

| |
|--|
| |
|--|

入 学 金 免 除 申 請 書

北海道科学大学 学長 殿
北海道科学大学高等学校 校長 殿

学校法人北海道科学大学設置校間入学者の入学金免除規程に基づき、下記のとおり入学金免除を申請します。

申請日 (西暦) 年 月 日

1 免除申請者 (志願者)

| | | | |
|------|-------------|-----------|---------|
| フリガナ | | 生年月日 (西暦) | 年 月 日 生 |
| 氏 名 | | | |
| 住 所 | 〒 - TEL () | | |
| 出願校 | 北海道科学大学高等学校 | | |

2 申請事由

① 該当する事由の左枠に○印を付けて、②にお進みください。

| | |
|--|---|
| | (1) 北海道科学大学高等学校の卒業生が、北海道科学大学に入学する。 |
| | (2) 対象校の卒業 (修了) 生及び退学者が、北海道科学大学に入学する。 |
| | (3) 北海道科学大学高等学校 (旧校名含む) を卒業した同窓生の子が、北海道科学大学高等学校に入学する。 |
| | (4) 対象校のいずれかを卒業 (修了) した同窓生の子が、北海道科学大学に入学する。 |

※ (2) (4)

対象校について、入学金免除の対象となるものは次のとおりです。

北海道科学大学 (旧 北海道工業大学・旧 北海道薬科大学)、北海道科学大学短期大学部 (旧 北海道自動車短期大学)
北海道総合電子専門学校 (旧 北海道電波専門学校)

※ (3) (4)

同窓生の子については、両親 (父・母) のいずれかが卒業 (修了) 生の場合に適用されます。

② ①の該当する事由の番号が記載されている欄について、ご記入ください。

【申請者 (志願者) について】

| | |
|-------|---------------------------|
| (1)の方 | 校名 _____ 学部・学科 _____ |
| (2)の方 | 卒業年月 (西暦) 年 月 卒業 (修了) ・退学 |

【ご父母の方について】

| | | | | |
|--|-------|---|---------|-------------------|
| | フリガナ | | フリガナ | |
| | 氏 名 | | 旧 姓 | |
| | (3)の方 | 生年月日 (西暦) | 年 月 日 生 | ※氏名が在籍時と異なる方のみ記入↑ |
| | (4)の方 | 校名 _____ 学部・学科 _____ 卒業年月 (西暦) 年 月 卒業 (修了) | | |

※ (3) (4) の方は、入学手続き時に戸籍謄本を提出していただく必要があります。

[注意事項]

- この申請書は、出願書類とともに出願期限内に出願校へ提出してください。
 - 年号は西暦で記載してください。
 - 申請者、父又は母の卒業証明書は不要です。
 - 提供された個人情報、入学金免除申請の用途以外には使用しません。
また、第三者への開示提供はいたしません。
 - 免除申請期限は、入学年度内となります。
- ※ 「学校法人北海道科学大学設置校間入学者の入学金免除規程」は別紙を参照ください。

| | |
|--------|--------|
| 出願校受付欄 | 対象校確認欄 |
| | |

学校法人北海道科学大学設置校間入学者の入学金免除規程（一部抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学設置校（以下「設置校」という。）の卒業生等に対し、設置校への入学の一層の活性化と奨励を図るため、設置校間入学者の入学金免除について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める「設置校」とは、北海道自動車学校を除く次の各号に定める学校をいう。

- （1）北海道科学大学（旧北海道工業大学）
- （2）北海道科学大学短期大学部（旧北海道自動車短期大学）
- （3）北海道薬科大学
- （4）北海道科学大学高等学校（旧北海道工業高等学校、旧北海道尚志学園高等学校）
- （5）北海道総合電子専門学校（旧北海道電波専門学校）

2 前条に定める「卒業生等」とは、前項各号の学校を卒業又は修了した者及び前項第4号を除く各号の学校を退学した者をいう。

（免除区分）

第3条 次の各号の一に該当するときは、当該校の入学金を免除するものとする。ただし、免除対象は研究生、特別研究生、科目等履修生を除く入学者とし、免除申請期限を入学年度内とする。

- （1）前条第1項第4号の生徒が卒業後、前条第1項第1号に入学する場合
- （2）前条第1項第4号を除く各号の学生が修了後又は卒業後もしくは退学後、他の設置校に入学する場合
- （3）設置校を卒業した同窓生の子女が入学する場合、別表1の要件のとおり入学金を免除する。

2 前項各号に該当しない場合であっても、免除とすることが妥当と判断される場合は、理事長の承認を得て免除するものとする。

（略）

附 則

この規程は、平成12年9月27日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

（略）

この規程は、2023年4月1日から施行し、2024年度入学生から適用する。

別表1 同窓生子女入学の入学金免除要件

| 同窓生の修了・卒業校 | 同窓生子女の当該入学校 | 入学金を免除する設置校 | 備 考 |
|---|-------------|-------------|---|
| 北海道科学大学（大学院、公衆衛生看護学専攻含む） 旧北海道工業大学 | 北海道科学大学 | 同 左 | 両親（父・母）のいずれかの同窓生子女が入学する場合、左記の要件により入学金を免除する。 |
| 北海道薬科大学（大学院含む） | | | |
| 北海道科学大学短期大学部 旧北海道自動車短期大学 | | | |
| 北海道総合電子専門学校 旧北海道電波専門学校 | | | |
| 北海道科学大学高等学校 旧北海道尚志学園高等学校 旧北海道工業高等学校 | 北海道科学大学高等学校 | 同 左 | |